

総合評価方式について

令和4年11月16日公告 入札番号第 2022000557 号及び第 2022000558 号の総合評価方式による工事について、令和4年度に同種工事（舗装工事）に関する総合評価の書類を提出済みの応札者にあつては、『様式1』の書類を作成し入札書に同封して提出して下さい。令和4年度に同種工事（舗装工事）に関する総合評価の書類提出がない応札者にあつては、『様式3』及び『様式5』の書類を作成し必要書類を添付の上、次の説明書に記載した期間内に『様式1』の書類を添えて提出して下さい。

なお、複数応札される場合は、『様式1』は工事毎、『様式3』及び『様式5』については1部のみ提出願います。（様式第3、5号工事名は代表工事名で〇〇外で結構です。）
総合評価方式の様式その他不明な点がございましたら財政課までお問い合わせ願います。

※総合評価における同種工事について

工事の種類		公告文における工種		同種工事
道路改良工事	→	土木工事	→	道路改良に関する工事
下水道工事	→	土木工事	→	下水道の管渠工事
上記以外の土木工事	→	土木工事	→	上記以外の土木工事全般
建築工事	→	建築工事	→	建築に関する工事
消雪工事	→	管工事	→	消雪に関する工事
上水道工事	→	管工事(上水道)	→	上水道管布設等の工事
機械設備工事	→	管工事	→	機械設備の工事
舗装工事	→	舗装工事	→	舗装に関する工事

砺波市企画総務部財政課
0763-33-1274 内線 345
zaisei@city.tonami.lg.jp

総合評価方式の説明について

1 総合評価の方法

- (1) 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとします。

$$\begin{aligned} \text{評価値}^* &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

*評価値の有効数字は、5桁とする。

- (2) 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案等について与える点数（100点）をいう。
 (3) 技術加算点とは、2に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

2 評価項目及び評価基準

(1) 企業の施工能力

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	施工実績	平成29年4月1日から令和4年3月31日までの同種工事の実績の有無（国、県及び市が発注した工事）に限る。（注1）	あり	5点
			なし	0点
	工事成績	平成29年4月1日から令和4年3月31日までの同種工事の工事成績評定の平均点（市が発注した工事を原則とする。）（注2）	85点以上	15点
			85点未満 71点以上	14点 ～ 1点
			70点以下	0点
	優良工事表彰	舗装工事（発注工種）の優良工事表彰の有無（令和2年度、令和3年度に受賞したもの）に限る。（注3）	あり	5点
			なし	0点
	ISO認定	ISO9001（建設業に関連するものに限る）並びにISO14001若しくはエコアクション21の取得の有無（注4、5）	両方取得	10点
			片方取得	5点
			なし	0点
配点計				35点

(注)

- 1 「施工実績」は、国土交通省、農林水産省（林野庁を含む）及び富山県並びに市が発注した市内における工事のうち、契約金額が500万円以上の工事を対象とする。（**契約書の写し又は工事カルテ受領書の写しを提出してください。**）なお、共同企業体での施工実績は対象外
- 2 当該期間内に市発注の工事实績がない場合についてのみ、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に富山県が発注し完成した市内工事の工事成績評定点の平均点をもって配点する。（**県発注工事については、成績が分かるもの全ての写しを添付してください。**）尚、共同企業体での工事成績は対象外
- 3 「優良工事表彰」は、砺波土木センター及び砺波農地林務事務所管内の優良工事表彰のうち**市発注工事**とする。（**表彰状の写しを添付してください。**）
- 4 技術資料提出の締切日時点において、ISO認定及びエコアクション21の有効期間内にあること。（**登録証の写しを添付してください。**）
- 5 ISO14001とエコアクション21の両方を取得している場合の重複加算は行いません。

(2) 企業の地域性・社会性

評価項目	評価内容	評価基準	配点	
企業の 地域性・ 社会性	主たる営業所の所在地	市内	5点	
		市外	0点	
	災害協定	災害協定への参加の有無（注1）	あり	5点
			なし	0点
	除雪協力	過去2年度（令和2年度、令和3年度）の受託実績の有無（注2）	あり	5点
			なし	0点
	ボランティア活動	過去2年間（令和2年度、令和3年度）のボランティア活動の実績の有無（注3）	あり	5点
			なし	0点
	障害者雇用	障害者雇用の有無（注4）	あり	5点
			なし	0点
	消防団員の育成	消防団員の有無（注5）	あり	5点
			なし	0点
	消防団協力事業所	消防団協力事業所認定の有無（注6）	あり	5点
			なし	0点
男女共同参画推進事業所	富山県男女共同参画推進事業所認証の有無（注7）	あり	5点	
		なし	0点	
配点計			40点	

(注)

- 「災害協定」とは、市と締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」をいう。
(協定書の写し又は証明書等を添付してください。)
- 「除雪協力」は、県、市又は市内の各地区と砺波市内において除雪の契約を締結したものを評価の対象とする。(委託契約書の写しを添付してください。県の場合は除雪路線が分かるものも添付してください。)
- 「ボランティア活動」は、砺波市内で2回以上継続的に行っている活動を評価の対象とする。
(地域ボランティア活動実績報告書を添付してください。)
- 「障害者雇用」は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する障害者の雇用をしている場合を評価の対象とする。(本店又は砺波の営業所等に配置している雇用者についての「障害者雇用の報告書」を添付してください。)
- 「消防団員の育成」は、従業員に砺波市消防団員がいる場合を評価の対象とする。
(砺波市消防団員の報告書及び砺波市消防団員証の写し添付してください。)
- 「消防団協力事業所」は、砺波市消防団協力事業所として認定された事業所を対象とする。
(砺波市消防団協力事業所表示証交付書の写しを添付してください。)
- 「男女共同参画推進事業所」は、富山県男女共同参画チーフ・オフィサー事業における男女共同参画推進事業所認証取扱要領に基づき認定を受けている事業所を対象とする。
(男女共同参画推進事業所認定証の写しを添付してください。)

(3) 技術加算点の算定について

技術加算点の満点は、10点とします。よって、(1)及び(2)により算出された配点点数の合計を、次の式により割り変えた点数が技術加算点となります。

技術加算点＝各企業の点数×技術加算点の満点（10点）÷配点点数の満点（75点）

*技術加算点の有効数字は、小数点以下2桁とする（少数第3位を四捨五入）

3 落札者の決定方法

(1) 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とします。

ア 入札価格が予定価格を超えていないこと。

イ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：百万円）

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とします。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、砺波市低入札価格調査制度要領に基づく審査を行い、落札者を決定するものとします。

(4) 総合評価方式の試行対象工事であるこの入札については、砺波市入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しません。

4 技術資料の提出について

(1) 提出書類 様式第3号及び様式第5号並びにこれらに付随する添付書類（添付書類については、これらの様式の（注）を参照）

(2) 提出期間 **令和4年11月16日（水）から令和4年11月25日（金）まで**

(3) 提出方法 **書留郵便等発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）**又は持参とし、電送によるものは受け付けません。なお、持参される場合は、受付は行いますが、その場での審査は行いません。

5 その他

(1) 工事成績の審査に当たっては、該当する工事に係る工事成績評定点の平均の小数点第一位の数字を四捨五入して得られる整数で行います。

(2) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された書類は、総合評価方式による落札者の決定以外の目的には使用しません。

(4) 提出された書類は、返却しません。

6 問合せ先及び提出先

〒939-1398

砺波市栄町7番3号

砺波市企画総務部財政課管財係

電話 0763-33-1274（内線345）

FAX 0763-33-1468

メール zaisei@city.tonami.lg.jp